平成19年５月14日　開会
平成19年５月14日　閉会
（臨時会）

平成19年第１回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第８号

平成19年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年５月７日

島根県後期高齢者医療広域連合長　松　浦　正　敬

１　期　　間　　平成19年５月14日

２　場　　所　　島根県市町村振興センター６階　大会議室

３　付議事件

（１）議長の選挙

（２）副議長の選挙

（３）島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

（４）島根県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

（５）島根県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について

（６）島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について

（７）専決処分の報告及び承認を求めることについて
（島根県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか17件の条例）

（８）専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）

（９）専決処分の報告及び承認を求めることについて
（公平委員会の事務の委託）

（10）専決処分の報告及び承認を求めることについて
（非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務の事務委託）

（11）専決処分の報告及び承認を求めることについて
（島根県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定）

（12）専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）

（13）島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について

（14）島根県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について

（15）島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について

（16）島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について

（17）島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

（18）島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬に関する条例の制定について

（19）島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬に関する条例の制定について

（20）島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

（21）島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償等支給条例の制定について

（22）平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

（23）島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

（24）島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

（25）島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙について

（26）島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○開会日に応招した議員

安　永　友　行君	宇　津　徹　男君
植　木　　勇君	速　水　雄　一君
石　原　真　一君	千　原　祥　道君
中　島　　巖君	松　田　和　久君
立　脇　通　也君	

○応招しなかった議員

竹　腰　創　一君

平成19年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年５月14日（月曜日）

議事日程

平成19年５月14日　午後１時開会

日程第１　仮議席の指定
日程第２　議長の選挙
日程第３　会期の決定
日程第４　副議長の選挙
日程第５　議席の指定
日程第６　会議録署名議員の指名
日程第７　議員提出議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
日程第８　議員提出議案第２号　島根県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
日程第９　議員提出議案第３号　島根県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
日程第10　議員提出議案第４号　島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について
日程第11　承認第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（島根県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか17件の条例）
日程第12　承認第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
日程第13　承認第３号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（公平委員会の事務の委託）
日程第14　承認第４号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務の事務委託）
日程第15　承認第５号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（島根県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定）
日程第16　承認第６号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
日程第17　議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
日程第18　議案第２号　島根県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について

日程第19　議案第３号　島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
日程第20　議案第４号　島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
日程第21　議案第５号　島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第22　議案第６号　島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬に関する条例の制定について
日程第23　議案第７号　島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬に関する条例の制定について
日程第24　議案第８号　島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第25　議案第９号　島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償等支給条例の制定について
日程第26　議案第10号　平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
日程第27　同意第１号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第28　同意第２号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第29　島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙について
日程第30　島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第１　仮議席の指定
日程第２　議長の選挙
日程第３　会期の決定
日程第４　副議長の選挙
日程第５　議席の指定
日程第６　会議録署名議員の指名
日程第７　議員提出議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
日程第８　議員提出議案第２号　島根県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
日程第９　議員提出議案第３号　島根県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
日程第10　議員提出議案第４号　島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定について
日程第11　承認第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（島根県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか17件の条例）

日程第12　承認第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
日程第13　承認第３号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（公平委員会の事務の委託）
日程第14　承認第４号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務の事務委託）
日程第15　承認第５号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（島根県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定）
日程第16　承認第６号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算）
日程第17　議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定について
日程第18　議案第２号　島根県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について
日程第19　議案第３号　島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について
日程第20　議案第４号　島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
日程第21　議案第５号　島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
日程第22　議案第６号　島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬に関する条例の制定について
日程第23　議案第７号　島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬に関する条例の制定について
日程第24　議案第８号　島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第25　議案第９号　島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償等支給条例の制定について
日程第26　議案第10号　平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
日程第27　同意第１号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第28　同意第２号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第29　島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙について
日程第30　島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙について

出席議員（９名）

１番　安　永　友　行君	２番　宇　津　徹　男君
３番　植　木　　勇君	５番　速　水　雄　一君
６番　石　原　真　一君	７番　千　原　祥　道君
８番　中　島　　巖君	９番　松　田　和　久君

10番　立　脇　通　也君

欠席議員（１名）

4番　竹　腰　創　一君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……	坂　野　　誠君	書記 ……	金　森　真　治君
書記 ……	梶　井　貴　明君	書記 ……	山　本　幸　子君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 ……	松　浦　正　敬君	事務局長 ……	上　村　敏　博君
事務局次長 ……	太　田　　均君	会計管理者（兼務）……	久保田　賢　司君
業務課長 ……	川　岡　佳　子君	総務課長補佐（総務係長事務取扱）	永　島　真　吾君
総務係主任 ……	岩　田　篤　史君	総務係主任主事 ……	天　津　兼　房君

午後１時０２分

○議会事務担当課長（坂野　　誠君）　失礼します。

それでは、臨時議長の御紹介を申し上げます。

本日は、広域連合設立後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

御出席の議員中、中島巖議員が最年長でありますので、御紹介申し上げます。

中島議員、お願いします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（中島　　巖君）　失礼します。ただいま御紹介いただきました中島巖でございます。

本日、広域連合設立後初めての議会を開催する運びになりましたが、先ほど担当課長の方から御紹介がございましたように、地方自治法第１０７条の規定に定めるところによりまして、私が最年長ということでございますので臨時議長の職を務めさせていただきます。何とぞよろしく御協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、広域連合長より発言を求められておりますので、この際、松浦広域連合長のごあいさつをお受けしたいと思います。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦　正敬君）　それでは、第１回目の島根県後期高齢者の医療広域連合

議会の臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、島根県後期高齢者医療広域連合の記念すべき第１回目の広域連合議会臨時会ということでございまして、招集いたしましたところ、議員の皆様方御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私も初代の連合長として就任をさせていただいたわけでございますが、県民の皆様方の負託を受けまして職務を全うしてまいる決意でございます。議員皆様方の格別の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

もう既に御承知のとおり昨年の７月から準備を進めてまいりまして、２月の１日に広域連合は発足をいたしました。議会におきましても、規約に基づきまして市長会、町村会、市議会議長会、町村議長会それぞれに御尽力を賜りまして、１０人の皆様方の御選出をいただいたところでございます。

広域連合では、広域連合議会と連携を密にして高齢者の方が引き続き安心して医療サービスの提供が受けられてますます健やかな生活が送れるように、全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

きょうの臨時会でございますけれども、議長、副議長の選挙、それから議員提出議案といたしまして４件、専決処分の報告及び承認として６件、議案として１０件などを御審議いただくものでございます。

最後になりましたけれども、来年の４月の制度開始に向けまして円滑な運営ができますように、議員の皆様方にはこれまで同様格別の御理解、御協力を賜りますように重ねてお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（中島　　巖君）　ありがとうございました。

午後１時０５分開会

○臨時議長（中島　　巖君）　これより平成１９年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りをいたします。議事の進行につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が現在のところ制定をされておりませんが、今議会に議員提出議案第１号で提案されることとなっております会議規則案に準じて進行したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島　　巖君）　御異議なしと認めます。よって、これより議事進行は島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案によって行います。

日程第１　仮議席の指定

○臨時議長（中島　　巖君）　日程第１、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第２　議長の選挙

○臨時議長（中島　　巖君）　日程第２、これより議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により投票と推選がありますが、この選挙は指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島　　巖君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、臨時議長を務めております私から指名をさせていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島　　巖君）　御異議なしと認めます。よって、臨時議長を務めております私から指名することに決定いたしました。

それでは、議長に立脇通也君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました立脇通也君を議長選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島　　巖君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました立脇通也君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました立脇通也君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました立脇通也君のごあいさつをお願いいたします。

○議員（１番　立脇　通也君）　自席から大変恐縮でございますけれども、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは設立後初の議長に御選出を賜りまして、まことにありがとうございました。

少子高齢化が叫ばれて久しいわけでございますけれども、いよいよそうしたことが現実問題と申しますよりも、この島根県におきましてはさらに厳しい状況を迎えていることも確かでございます。医療制度を取り巻きますさまざまな問題も、ますます困難な課題を抱えております。議長の責任をひしひしと感ずるわけでございます。

来年４月から始まります後期高齢者医療制度をしっかりと支えていくためにも、また円滑な運営がなされるためにも、議長の職を全うしていきたいというふうに思っております。

議員の皆様方、そして連合長を初めとする執行部の皆様方の御協力を賜りまして、議会運営に期していきたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとう

ございました。（拍手）

○臨時議長（中島　　巖君）　以上をもちまして臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。（拍手）

それでは、立脇議長は議長席にお着きをお願いをいたします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

日程第３　会期の決定

○議長（立脇　通也君）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第４　副議長の選挙

○議長（立脇　通也君）　日程第４、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

副議長に、安永友行君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました安永友行君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安永友行君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました安永友行君が議場におられますので、本席から告知をいたします。

副議長に当選されました安永友行君のごあいさつをお願いいたします。

○議員（９番　安永　友行君）　こちらで失礼いたします。ただいま副議長という大役を

仰せつかりました吉賀町議会の安永でございます。

大変な大役で緊張しておりますが、立脇議長を補佐しながら一生懸命務めさせていただきますので、皆様方の御指導なり御協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（立脇　通也君）　ありがとうございました。

日程第５　議席の指定

○議長（立脇　通也君）　日程第５、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

ただいま議席表をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

〔議席表配付〕

○議長（立脇　通也君）　議席は、お配りいたしました議席表のとおり指定いたします。

それでは、ただいま指定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

〔本議席に移動・着席〕

日程第６　会議録署名議員の指名

○議長（立脇　通也君）　日程第６、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、２番、宇津徹男君及び３番、植木勇君を指名いたします。

日程第７　議員提出議案第１号　から　日程第１０　議員提出議案第４号

○議長（立脇　通也君）　日程第７、議員提出議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてから、日程第１０、議員提出議案第４号　島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についてまで、議案４件を一括して議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

５番、速水雄一君。

○議員（５番　速水　雄一君）　５番、速水でございます。

広域連合設立後初の議会において提出いたしました議員提出議案４件につきまして、提案理由を説明いたします。

議員提出議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定については、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１２０条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めるものであります。

議員提出議案第２号、島根県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定については、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１１０条の規定に基づき、議会に特別委員会を設置するものであります。

議員提出議案第３号、島根県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定については、議会の庶務的事務等の処理のため、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１３８条第２項の規定に基づき、議会に事務局を設置するものであります。

議員提出議案第４号、島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定については、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長が専決処分することができる事項を指定するものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（立脇　通也君）　これより質疑に入ります。

議員提出議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてから、議員提出議案第４号、島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についてまで、議案４件について質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇　通也君）　質疑なしと認めます。これをもって議員提出議案第１号から議員提出議案第４号まで、議案４件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第１号から議員提出議案第４号まで、議案４件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

議員提出議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第２号、島根県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第３号、島根県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第４号、島根県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議員提出議案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第１１　承認第１号　から　日程第１６　承認第６号

○議長（立脇　通也君）　日程第１１、承認第１号、専決処分の報告及び承認を求めることについてから、日程第１６、承認第６号、専決処分の報告及び承認を求めることについてまで、承認６件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦　正敬君）　本日、第１回の島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提案をいたしております諸議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、初めに承認第１号から承認第６号につきましては、いずれも地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしたものであり、これを一括して御報告申し上げ、御承認をいただきたいと存ずるものであります。

まず、承認第１号、島根県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか１７件の条例の制定につきましては、平成１９年２月１日付の広域連合設置に伴い即時施行が必要な１８件の条例を制定したものであります。

個々の条例につきましては、議案つづりの３ページ以降に掲載をいたしております。

承認第２号、平成１８年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算につきましては、平成１９年２月及び３月執行分の歳入歳出予算を計上いたしたものであります。

初めに、平成１８年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算につきましては、歳入歳出予算の総額を９１５万円といたしたところであります。

以下、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものといたしましては、平成１８年度島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会に係る決算剰余金見込み額７５０万円を計上いたしております。

次に歳出の主なものといたしましては、広域連合電算処理システム構築支援経費１２６万円及び市町村派遣職員５名分の人件費負担金２カ月分５２０万円を計上いたしております。

承認第３号、公平委員会の事務の委託につきましては、地方公務員法第７条第４項の規定に基づき、公平委員会の事務を島根県に委託したものであります。

承認第４号、非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務の事務委託につきましては、地方自治法第２５２条の１４第１項の規定に基づき、当該事務の管理及び執行を島根県市町村総合事務組合に委託したものであります。

承認第５号、島根県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第１６８条第２項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行を指定金融機関として指定したものであります。

承認第６号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算につきましては、平成１９年４月及び５月執行分の歳入歳出予算を計上いたしたものであります。

まず、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算につきましては、歳入歳出予算の総額を9,６６０万円といたしたところであります。

以下、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入の主なものといたしましては、市町村共通経費負担金として9,４３３万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものといたしまして、広域連合電算システムリース経費6,１２３万6,０００円及び市町村派遣職員２２名分の人件費負担金２カ月分2,００７万5,０００円を計上いたしております。

以上、概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げる次第であります。

○議長（立脇　通也君）　これより質疑に入ります。

承認第１号、専決処分の報告及び承認を求めることについてから、承認第６号、専決処分の報告及び承認を求めることについてまで、承認６件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　質疑なしと認めます。これをもって承認第１号から承認第６号まで、承認６件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

承認第１号から承認第６号まで、承認６件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

承認第１号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、承認第１号は、承認することに決しました。

承認第２号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、承認第２号は、承認することに決しました。

承認第３号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、承認第３号は、承認することに決しました。

承認第４号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、承認第４号は、承認することに決しました。

承認第５号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、承認第５号は、承認することに決しました。

承認第６号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、承認第６号は、承認することに決しました。

日程第１７　議案第１号　から　日程第２６　議案第１０号

○議長（立脇　通也君）　日程第１７、議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてから、日程第２６、議案第１０号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてまで、議案１０件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦　正敬君）　それでは、続きまして議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定から議案第１０号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算まで一括して御提案申し上げるものでございます。

議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定につきましては、監査委員に関し必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、請求または要求に基づく監査や定例監査、決算審査など

の実施について定めるものであります。

議案第２号、島根県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定につきましては、行政手続法に基づき処分、行政指導及び届け出に関し必要な事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利、利益の保護に資するものであります。

主な内容といたしましては、申請に関する処分や不利益処分、行政指導などについて定めるものであります。

議案第３号、島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定につきましては、住民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利及び情報公開の総合的な推進に必要な事項について定めることにより、広域連合の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民に説明する責務を全うするとともに、広域連合の諸活動に対する理解と信頼のもとに住民参加による開かれた行政の推進を図るものであります。

主な内容といたしましては、公文書の公開や不服申し立て等に関する事項を定めるものであります。

議案第４号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定につきましては、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、自己に関する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより個人の権利、利益の保護を図り、もって公正で適正な行政の推進に資するものであります。

主な内容としましては、個人情報の保護や個人情報の開示、訂正及び利用停止、罰則などについて定めるものであります。

議案第５号、島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきましては、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、職員の給与の状況や職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、職員の分限及び懲戒処分の状況等について、毎年１２月末日までに概要を公表するものであります。

議案第６号、島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬に関する条例の制定につきましては、広域連合議会議員の報酬について必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、報酬の額並びにその支給方法について定めるものでありますが、この議員報酬につきましては、議員の皆様の御意見を反映させたものといたしております。

議案第７号、島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬に関する条例の制定につきましては、広域連合長及び副広域連合長の報酬について必要な事項を定めるものであります。

主な内容としましては、議員の報酬に関する条例と同様に報酬の額並びにその支給方法について定めるものであります。広域連合長には報酬を支給せず、副広域連合長につ

いてはその職によっては支給しないものといたしております。

議案第８号、島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、非常勤職員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、非常勤の職員である監査委員、選挙管理委員長及び選挙管理委員などの報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものであります。

議案第９号、島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償等支給条例の制定につきましては、広域連合の機関及び議会の依頼または要求に応じ出頭した、または旅行した者に支給する旅費、費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

主な内容といたしましては、旅費または費用弁償の額を広域連合職員の旅費に関する条例の例により定めるものであります。

議案第１０号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、平成１９年度の通年の歳入歳出予算を計上いたしたものであります。

初めに、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を３億9,１５０万円といたしたところであります。

以下、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものといたしましては、市町村共通経費負担金として３億7,１３８万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものといたしましては、広域連合電算処理システム構築経費として１億9,２１８万6,０００円及び市町村派遣職員２２名分の人件費負担金１億6,０６０万円を計上いたしております。

以上、概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げる次第であります。

○議長（立脇　通也君）　上村広域連合事務局長。

○事務局長（上村　敏博君）　議案１０号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計について続いて御説明をいたします。

１９年度予算につきましては、先ほど承認第６号のところで連合長の方から御説明を申し上げまして、２０年４月からのこの医療制度の開始に向けて準備を早急に行う必要がございましたため、３月３０日付で連合長の専決処分により暫定予算を成立させていただいております。

それでは、通年予算の主な内容について御説明を申し上げます。

１９年度広域連合の一般会計歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ３億9,１５０万円といたします。

歳入の主な財源は、県内２１市町村からの共通経費負担金でございます。３億7,１３８万円を計上いたしております。この経常経費の負担ルールにつきましては、均等割が１０％、人口割が４５％、被保険者数割が４５％でございます。これに基づきま

して、それぞれ金額を積算いたしたものでございます。

その他の主な財源といたしまして、広域連合電算処理システム構築補助金といたしまして国庫補助金2,０１１万8,０００円を計上いたしております。

また、繰越金につきましては、現時点で１８年度広域連合決算の議会認定をまだ受けておりませんので、今回の通年予算では1,０００円の歳入計上をさせていただいております。

次、続きまして歳出について主な点を御説明いたします。

まず、議会費でございます。１９年度暫定予算でも既に計上させていただいております報酬条例を本会議で御提案をしておりますため、議員１０名分の年間報酬、それに伴う費用弁償及び議事録作成委託経費を総額として７６万2,０００円を計上させていただいております。

総務費でございます。個人情報保護あるいは情報公開、この２つの審査会の委員報酬、県及び市町村からの派遣職員２２名の人件費相当負担金、また後期高齢者医療制度の周知ＰＲ経費、財務会計システムの開発経費、当広域連合事務所の借り上げ経費、公用車の配備あるいは一般管理費、さらに選挙管理委員会の経費、監査委員の経費など総額１億9,７４５万2,０００円を計上させていただいております。

民生費につきまして、平成２０年４月からスタートいたします後期高齢者医療制度のための広域連合の電算処理システム関係、この構築経費を計上させていただいております。

主な経費といたしまして、電算システムの５年リースの経費のうち１９年度分のリース経費を初めといたしましてネットワークの回線使用料、あるいは標準システムの構築の支援、またハード、ソフトの保守料あるいはカスタマイズ経費など、総額といたしまして１億9,２１８万6,０００円を計上させていただいております。

なお、本件の電算システムでございますが、当初分で５年間のリース契約を一括締結をさせていただく必要がございますので、予算書の３ページ、５ページに掲載いたしておりますが、平成２３年度末までの債務負担行為もあわせて設定をさせていただいたところです。

公債費につきましては、予算執行上でございますが、広域連合の資金収支上発生する一時的な収入不足を予想いたしまして、円滑に補っていくために一時借入金の借入利息総額で１０万円を計上させていただいております。

なお、本件一時借入金の限度額でございますが、予算書３ページに掲げさせていただいております。限度額2,０００万円を計上させていただきました。

以上、平成１９年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（立脇　通也君）　これより質疑に入ります。

議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてから、議案

第１０号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてまで、議案１０件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　質疑なしと認めます。これをもって議案第１号から議案第１０号まで、議案１０件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第１号から議案第１０号まで、議案１０件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号、島根県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、島根県後期高齢者医療広域連合長及び副連合長の報酬に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号、島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償等支給条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０号、平成１９年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇　通也君）　挙手全員であります。よって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

日程第２７　同意第１号

○議長（立脇　通也君）　日程第２７、同意第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦　正敬君）　同意第１号について御説明申し上げます。

本件につきましては、さきに制定をいたしました島根県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めるものであります。

選任に当たりましては、諸般の事情を十分考慮いたしました結果、吉村信氏を適任者と認め、選任をいたしたいと存じますので、よろしく御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（立脇　通也君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第１号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、同意第１号は、これに同意することに決しました。

日程第２８　同意第２号

○議長（立脇　通也君）　日程第２８、同意第２号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、５番、速水雄一君を除斥いたします。

〔５番　速水雄一君退場〕

○議長（立脇　通也君）　提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦　正敬君）　続きまして、同意第２号について御説明申し上げます。

同意第１号と同様に、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めるものであります。

選任に当たりましては、諸般の事情を十分考慮いたしました結果、速水雄一氏を適任者と認め、選任をいたしたいと存じますので、よろしく御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（立脇　通也君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第２号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、同意第２号は、これに同意す

ることに決しました。

5番、速水雄一君の除斥を解除いたします。

〔5番　速水雄一君入場〕

日程第29　島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（立脇　通也君）　日程第29、島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、来海弘明君、土井瑞雄君、藤原廣子君、柳楽真美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4人の諸君を島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の諸君が島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第30　島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（立脇　通也君）　日程第30、島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の第１順位に板木正久君、第２順位に西尾豊君、第３順位に安井明君、第４順位に岩崎光郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました４人の諸君を島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇　通也君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました４人の諸君が島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○議長（立脇　通也君）　以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて平成１９年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後１時５２分閉会